

大学等における研究インテグリティの確保について

令和4年1月

科学技術・学術政策局 参事官(国際戦略担当)付

新たに求められる研究インテグリティについて

米国で確認された不適切な事例

①「千人計画」への関与についての虚偽申告

例：米司法省は、ハーバード大学化学・生物化学部長 チャールズ・リーバー教授（DOD、NIH の研究員も兼任）及び中国籍研究員2名を、中国「千人計画」への関与について調査中に虚偽の陳述を行った容疑で起訴され、リーバー氏は有罪判決となった。同氏はナノエレクトロニクスと医学の境界分野の研究における権威。NIHとDODから研究室費用1,500万ドル以上を受け取る一方で、武漢理工大や中国政府から月給5万ドル等を受領し、見返りとして武漢理工大の名義での論文発表などを求められたとされる。

※「千人計画」：中国人帰国政策の1つとして2008年に開始されたが、2011年より外国人も対象とし、多額の研究資金や給与等を提供することで、国外の優れた研究者を中国に招致し、国外の最先端技術等の入手を試みている。

②研究者の利益相反・責務相反の不適切な管理

例：カリフォルニア大学サンディエゴ校の研究者が11年間NIHから1000万ドルの資金を受領していたが、同研究者の研究分野に特化している中国のバイオテック企業の設立者・主要株主であること、外国政府の人材登用プログラムに参加していたことなどを開示しておらず、利益・責務相反が適切に管理されていないことが明らかとなり、辞職。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

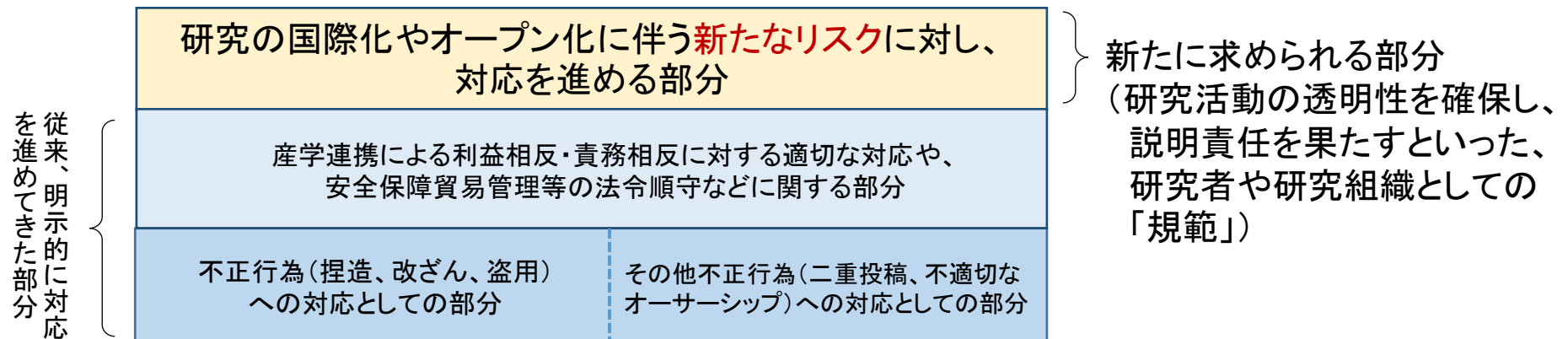


図 研究インテグリティ全体の構成

研究インテグリティの確保に係る対応について

政府としての対応方針(2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議で決定)

※大学・資金配分機関の専門家等から構成された
有識者検討会の提言(2021年3月公表)を踏まえた方針

①研究者自身による 適切な情報開示

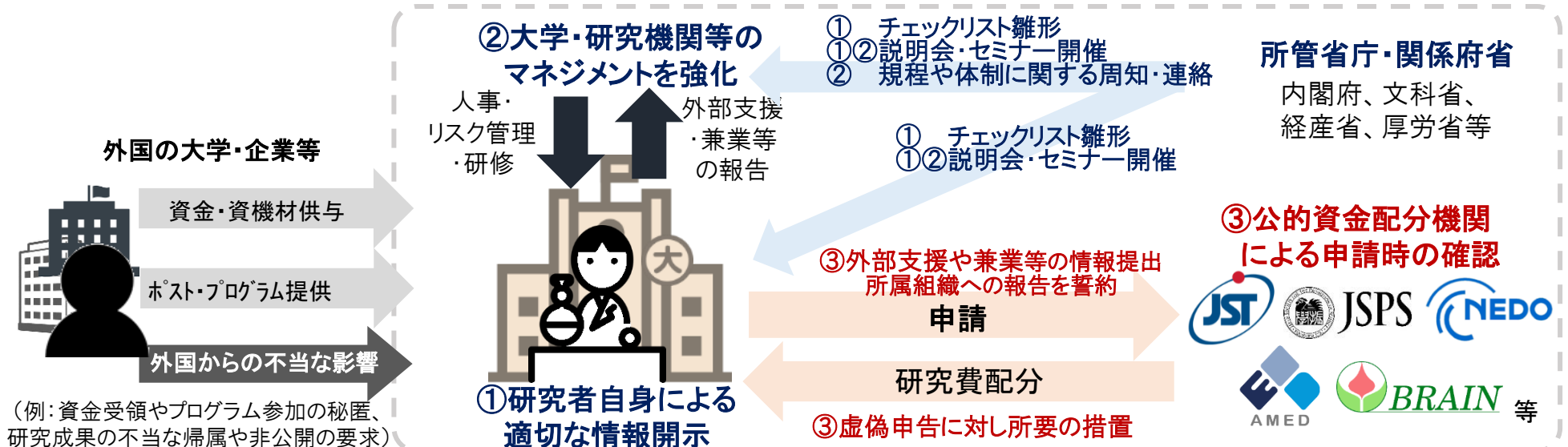
- 研究者、所属機関向けのチェックリスト雛形を作成、公表・配布
- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催

②大学・研究機関等の マネジメントを強化

- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催
- 関係の規程や体制の整備に関する周知・連絡・支援
(→ 令和4年度中にフォローアップを実施)

③公的資金配分機関 による申請時の確認

- 競争的研究費に関するガイドライン等を年内早期に改定
 - 国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求める
 - 利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認
 - 虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限
(2022年度の公募から反映)



「競争的研究費の適正な執行に関する指針」の改正について

1. 改定のポイント

(1) 対象事業の範囲

従来の競争的資金だけでなく、全ての公募型の研究費事業を対象とする。(制度数: 20件→100件以上)

(2) 提出を求める情報の範囲

- 国外も含む全ての外部からの研究費(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)
- 全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)

(3) 秘密保持契約等が交わされている研究に関する情報の扱い

産学連携等の活動が萎縮しないようにする観点から、必要な情報(共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額、エフォート)のみ提出を求めることとした上で、さらに当面の間、秘密保持契約締結済で対応が困難な場合などはエフォートのみの提出とすることができることとする。

(4) 研究費以外の対応

研究費以外の施設・設備等による支援の情報を所属機関に報告する旨の誓約を求める。

(5) 虚偽申告への対応

5年間の応募資格制限等を課す。

2. 実施時期

令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

チェックリスト雛形について(主なチェックポイント)

【全般的な事項】

- 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う各種リスク(利益相反・責務相反のリスク、技術流出・情報流出のリスク、信頼低下のリスク等)に留意するとともに、リスクが懸念される場合には、所属機関の担当部署に相談し、それに対して機関として適切な対応をとることを求める仕組みがあるか。
- 研究活動の透明性の確保に係る情報(職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職、外部機関から受けている各種の支援)について、所属機関の規程等に基づき担当部署に適切な報告等を行い、それに対して機関としてマネジメントを行っているか。

【共同研究等の手続に関する事項】

- 外国の機関・大学等との連携・契約において覚書等の書面を交わす際、所属機関の規程等に基づき担当部署に確認や判断を求めるとともに、それに対して機関として確認や判断を行っているか。
- 外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告を受ける仕組みがあり、かつ、所属研究者は報告等を行っているか。
- 特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う際、その内容・目的を機関として適切に把握する仕組みがあり、かつ、所属研究者は報告等を行っているか。
- 外国の機関・大学等との共同研究の過程において、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行っているか。

【共同研究等の相手方に関する事項】

- 外国の機関・大学等と連携・契約する際、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認しているか。